議案第９号

市税条例の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて

市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

勝山市長　水上　実喜夫

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専決処分書

令和６年度の税制改正として地方税法及び関連法案が令和６年３月３０日に公布され、令和６年４月１日から施行された。

これに伴い、市税条例の一部改正について、事務上緊急を要し、かつ、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年４月１日

勝山市長　水上　実喜夫

勝山市条例第　　号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第34条の7　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金**若しくは金銭**を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　次に掲げる寄附金**又は金銭**のうち、別表第1に掲げるもの ア　所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定	(寄附金税額控除) 第34条の7　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金＿＿＿＿＿を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　次に掲げる寄附金＿＿＿＿のうち、別表第1に掲げるもの ア　所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定

した寄附金

イ　所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ　所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ　所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第214条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ　所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ　所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ　所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に

した寄附金

イ　所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ　所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ　所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第214条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ　所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ　所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ　所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に

関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ク　所得税法施行令第217条第6号に規定する更正保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ク　所得税法施行令第217条第6号に規定する更正保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ケ　所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	**ケ　所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金**
コ　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）	コ　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
（市民税の減免）	（市民税の減免）
第51条　（略）	第51条　（略）
2　前項の規定**によって**市民税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2　前項の規定**により**市民税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。**ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認め**

(1)～(3)　（略）	る場合は、この限りでない。 (1)～(3)　（略）
3　第1項の規定**によって**市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合**においては**、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3　第1項の規定**により**市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合**には**、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)**第64条第4項**の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公	第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)**第152条第5項**の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公

務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

(固定資産税の減免)

第71条　(略)

2　前項の規定**によって**固定資産税額の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5)　(略)

3　第1項の規定**によって**固定資産税の減免を受けた者は、その事由

務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

(固定資産税の減免)

第71条　(略)

2　前項の規定**により**固定資産税額の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。**ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。**

(1)～(5)　(略)

3　第1項の規定**により**固定資産税の減免を受けた者は、その事由

が消滅した場合**においては**直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	が消滅した場合**には**直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第139条の3　(略)	第139条の3　(略)
2　前項の規定**によって**特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2　前項の規定**により**特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。**ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。**
(1)～(3)　(略)	(1)～(3)　(略)
3　第1項の規定**によって**特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3　第1項の規定**により**特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(課税額)	(課税額)
第143条　(略)	第143条　(略)
2　(略)	2　(略)
3　第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**22万円**を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、**22万円**とする。	3　第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**24万円**を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、**24万円**とする。

4　（略）	4　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）
第147条　第143条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第147条　第143条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失したものであって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第147条の5及び第151条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する**一般**被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第147条の5及び第151条第1項において同じ。）以外の世帯　1万9,000円	(1)　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失したものであって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第147条の5及び第151条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する____被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第147条の5及び第151条第1項において同じ。）以外の世帯　1万9,000円
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第151条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高	第151条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高

齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**22万円**を超える場合には、**22万円**)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。	齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**24万円**を超える場合には、**24万円**)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万円**　　を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)　1人について　1万3,250円	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)　1人について　1万3,250円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　9,500円	(ア)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　9,500円
(イ)　特定世帯　4,750円	(イ)　特定世帯　4,750円
(ウ)　特定継続世帯　7,125円	(ウ)　特定継続世帯　7,125円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

の被保険者均等割額　被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　4,250円

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,000円

（イ）　特定世帯　1,500円

（ウ）　特定継続世帯　2,250円

オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について4,500円

カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について　2,000円

(3)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**53.5万円**　を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について

の被保険者均等割額　被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　4,250円

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,000円

（イ）　特定世帯　1,500円

（ウ）　特定継続世帯　2,250円

オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について4,500円

カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について　2,000円

(3)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**54万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について

5,300円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,800円

（イ）　特定世帯　1,900円

（ウ）　特定継続世帯　2,850円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について1,700円

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,200円

（イ）　特定世帯　600円

（ウ）　特定継続世帯　900円

オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　1,800円

カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について800円

2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者（以下「未就学児」という。）

5,300円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,800円

（イ）　特定世帯　1,900円

（ウ）　特定継続世帯　2,850円

ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について1,700円

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,200円

（イ）　特定世帯　600円

（ウ）　特定継続世帯　900円

オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第142条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　1,800円

カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について800円

2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者（以下「未就学児」という。）

がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　3,975円 イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　6,625円 ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　**10,600円** エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　**13,250円** (2)　(略) 3　(略) 附　則 **(公益法人等に係る市民税の課税の特例)** **第4条の2　当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する**	がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　3,975円 イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　6,625円 ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　**1万600円** エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　**1万3,250円** (2)　(略) 3　(略) 附　則 (削る)

贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	
(新設)	(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 第5条の2　所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 2　前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産

	損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 **3　第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。**
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条　平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法**附則第4条の4第3項**の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法**附則第4条の4第3項**の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条　平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法**附則第4条の5第3項**の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法**附則第4条の5第3項**の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
（新設）	**（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）** **第7条の5　令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以**

	下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2　前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。
（新設）	（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例） 第7条の6　令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。 (1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び

普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2

期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額

（新設）	とする。 2　令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第7条の7　令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1)　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の

普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、

その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはそ

の者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないもの

とし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3　令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属す

る年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3)　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4　前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用に

	ついては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
	5　令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
（新設）	（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第7条の8　令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条　（略）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条　（略）
2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3	2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3

第1項、附則第7条の3の2第1項及び**前条**の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	第1項、附則第7条の3の2第1項及び**附則第7条の4**の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
3　前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、**同項中**「前3条」**とあるのは、**「前3条並びに附則第8条第2項」**とする**。	3　前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項**、附則第7条の5第1項及び前条**の規定の適用については、**第34条の9第1項中**「前3条」**とあるのは**「前3条並びに附則第8条第2項」**と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする**。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第10条の2　（略）	第10条の2　（略）
2～13　（略）	2～13　（略）
（新設）	**14　法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。**
14　法**附則第15条第25項第2号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	**15**　法**附則第15条第25項第3号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
15　法**附則第15条第25項第2号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	**16**　法**附則第15条第25項第3号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
16　法**附則第15条第25項第2号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	**17**　法**附則第15条第25項第3号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
17　法**附則第15条第25項第3号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	**18**　法**附則第15条第25項第4号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18　法**附則第15条第25項第3号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	**19**　法**附則第15条第25項第4号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
19　法**附則第15条第25項第3号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	**20**　法**附則第15条第25項第4号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
20　（略）	**21**　（略）
21　**法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。**	（削る）
22　法**附則第15条第33項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	**22**　法**附則第15条第32項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
23　法**附則第15条第38項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	23　法**附則第15条第37項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
（新設）	**24**　**法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。**
24　法**附則第15条第42項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	**25**　法**附則第15条第41項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
25　（略）	**26**　（略）
26　（略）	**27**　（略）
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3　（略）	第10条の3　（略）
2　（略）	2　（略）
（新設）	**3**　**市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅の**

	うち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。
3　(略)	**4**　(略)
4　(略)	**5**　(略)
5　(略)	**6**　(略)
6　(略)	**7**　(略)
7　(略)	**8**　(略)
8　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第8項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7)　(略)	**9**　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7)　(略)
9　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完	**10**　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完

了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

10　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第10項各号に規定する**書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

11　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行則**附則第7条第11項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

12　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第16項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第10項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

11　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第11項各号に掲げる**書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行則**附則第7条第12項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　(略)

13　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第17項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5)　（略）

13　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　（略）

(5)　施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　（略）

14　（略）

（土地に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条　（略）

（**令和4年度又は令和5年度**における土地の価格の特例）

第11条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における

(1)～(5)　（略）

14　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第18項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　（略）

(5)　施行規則**附則第7条第18項**に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　（略）

15　（略）

（土地に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条　（略）

（**令和7年度又は令和8年度**における土地の価格の特例）

第11条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における

当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和4年度分又は令和5年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和7年度分又は令和8年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2　法附則第17条の2第2項に規定する**令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地**であって、**令和5年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳に登録されたものとする。	2　法附則第17条の2第2項に規定する**令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地**であって、**令和8年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)
第12条　宅地等に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5**(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)**を乗じて得た額を加算した額**(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)**(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則	第12条　宅地等に係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る**令和4年度分及び令和5年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る**令和6年度から令和8年度までの各年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る**令和4年度分及び令和5年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における	3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る**令和6年度から令和8年度までの各年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

固定資産税額に満たない場合にには、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	固定資産税額に満たない場合にには、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。	4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
(農地に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の	(農地に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の

固定資産税の特例） 第13条　農地に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額**。以下この項において同じ。**）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額**（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）**を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 （略） （特別土地保有税の課税の特例） 第15条　附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から	固定資産税の特例） 第13条　農地に係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 （略） （特別土地保有税の課税の特例） 第15条　附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から

第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和6年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和9年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5　(略)	3～5　(略)
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)
第16条の3　(略)	第16条の3　(略)
2　(略)	2　(略)
3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
(新設)	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4　（略）	第16条の4　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
4　（略）	4　（略）
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第17条　（略）	第17条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第18条　（略）	第18条　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条　（略） 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の

特例）	特例）
第20条の2　（略）	第20条の2　（略）
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。**
3・4　（略）	3・4　（略）
5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。**
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第20条の3　（略）	第20条の3　（略）
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附**

	則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
3・4　（略）	3・4　（略）
5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
（新設）	**(5)　附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。**
6　（略）	6　（略）
（宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の特例）
第22条の3　宅地等に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5**（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）**を乗じて得た額を加算した額**（令和3年度分の都市計画税にあ**	第22条の3　宅地等に係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

<u>っては、前年度分の都市計画税の課税標準額)</u>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	<u>　　</u>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
第22条の4　前条の規定の適用を受ける商業地等に係る**<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>**の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第22条の4　前条の規定の適用を受ける商業地等に係る**<u>令和6年度から令和8年度まで</u>**の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第22条の5　附則第22条の3の適用を受ける宅地等に係る**<u>令和4年度分及び令和5年度分　　</u>**の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地	第22条の5　附則第22条の3の適用を受ける宅地等に係る**<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>**の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地

等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税に満たない場合には、附則第22条の3の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税に満たない場合には、附則第22条の3の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第22条の6　商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の3の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	第22条の6　商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の3の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
第22条の7　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の3の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る	第22条の7　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第22条の3の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。	当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
(農地に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の特例)	(農地に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の特例)
第22条の8　農地に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額**。以下この項において同じ。**)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額**(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)**を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第22条の8　農地に係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
(略)	(略)
(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)	(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)
第22条の11　附則第22条の3及び第22条の5の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第22条の3及び第22条の6の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて	第22条の11　附則第22条の3及び第22条の5の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第22条の3及び第22条の6の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて

準用される法附則第18条第6項に、附則第22条の4、第22条の6及び第22条の7の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第22条の6から第22条の8までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第22条の8の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第22条の8の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則前項**及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

第22条の12　法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から**第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、**第2条第2項中**「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

別表第1(第34条の7第1項第1号関係)

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	国立大学法人〇〇大学に対して支出された寄附金で国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号まで若しくは同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの

準用される法附則第18条第6項に、附則第22条の4、第22条の6及び第22条の7の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第22条の6から第22条の8までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第22条の8の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第22条の8の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第22条の9**及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

第22条の12　法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から**第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、**第154条第2項中**「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

別表第1(第34条の7第1項第1号関係)

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	国立大学法人〇〇大学に対して支出された寄附金で国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号まで若しくは同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの

第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	独立行政法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	独立行政法人〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	地方独立行政法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	地方独立行政法人〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号エに掲げる寄附金	〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号エに掲げる寄附金	〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金	公益社団法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金	公益社団法人〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号カに掲げる寄附金	学校法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号カに掲げる寄附金	学校法人〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金	社会福祉法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金	社会福祉法人〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号クに掲げる寄附金	更生保護法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号クに掲げる寄附金	更生保護法人〇〇に対する寄附金
第34条の7第1項第1号ケに掲げる**金銭**	公益信託〇〇に対する**金銭**	第34条の7第1項第1号ケに掲げる**寄附金**	公益信託〇〇に対する**寄附金**
第34条の7第1項第1号コに掲げる寄附金	認定特定非営利活動法人〇〇に対する寄附金	第34条の7第1項第1号コに掲げる寄附金	認定特定非営利活動法人〇〇に対する寄附金

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第56条の改正規定　令和7年4月1日

(2)　第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表第1第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定　公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条　所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第34条の7第1項(第1号ケに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条　この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及びこの条第4項並びに第5条第2項及び第3項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。